

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0773-78-3455（午前8:30～午後5:15）

※ご不明の点は、なんでもお尋ね下さい。

2. 小谷整形外科医院 居宅介護支援事業所の概要

居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名 医療法人社団 晴友会 小谷整形外科医院 居宅介護支援事業所

所在地 京都府舞鶴市字伊佐津51-3

介護保険指定番号 12701702

サービス提供地域 舞鶴市内

職員体制及び職務内容 管理者(介護支援専門員が兼務) 1名 管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。
介護支援専門員 1名以上 介護支援専門員は要介護認定に関する業務、介護支援サービスに関する業務、居宅サービスの上限管理等に関する給付管理業務を主に行う。

営業日 月曜～金曜日（土、日、祝日、12月31日から1月3日は休み）

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

※緊急連絡電話 0773-78-3455 （携帯 090-5153-4095）

（事業の目的）

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、主治医、各関係市町村、地域包括支援センター、及び各サービス事業所等との連絡、調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営方針）

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

事業の運営に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。

利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努める。

上記の他「舞鶴市居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（舞鶴市条例第2号、平成30年4月1日付）」第15条の具体的取り扱い方針を遵守する。

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

主な流れ	流れと内容等の概略
①(相談)申込み、受付 ↓	①ご相談の上「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出いただきます。
②訪問調査 ↓ 要介護等認定	②行政からの委託がある場合は本事業所で実施します。
③ケアプラン表原案作成 ↓	③要介護等認定結果に応じて、利用者の希望をもとにケアプラン表原案を作成します。
④サービス担当者会議等 ↓	④必要に応じサービス担当者会議を開催します。または、地域包括支援センター及びサービス事業者と密接な連携をとります
⑤サービスの提供	⑤ご相談等があればサービス提供内容について次月からのケアプラン作成の参考にします。また、提供させていただく居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、利用者の立場にたったサービスが提供されるよう、公正中立におこないます。

4. 利用料金

(1)利用料 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、お住まいの市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ) 要介護 1・2	10,860円(1月につき)
要介護 3・4・5	14,110円(1月につき)
(ⅱ) 要介護 1・2	5,440円(1月につき)
要介護 3・4・5	7,040円(1月につき)
初回加算	3,000円(1月につき)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円(1月につき)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円(1月につき)
退院・退所加算 Ⅰ(イ)	4,500円(1月につき)
Ⅰ(ロ)	6,000円(1月につき)
Ⅱ(イ)	6,000円(1月につき)
Ⅱ(ロ)	7,500円(1月につき)
Ⅲ	9,000円(1月につき)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円(1回につき)
通院時情報連携加算	500円(1月につき)
ターミナルマネジメント加算	4,000円(1回につき)

(2)交通費 舞鶴市にお住まいの方は無料です。

5. サービス内容に関する苦情等の窓口

当事業所お客様相談・苦情窓口

電話 0773-78-3455 担当 千原 周子

当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、当該サービスに関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

国保連介護保険課介護保険係

電話 075-354-9090

市役所高齢者支援課介護保険係

電話 0773-66-1013

6. 当事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団 晴友会 小谷整形外科医院
代表者役職・氏名	理事長 小谷 晴弥
本事業所所在地	京都府舞鶴市字伊佐津51-3
電話番号	0773-78-2070

7. 緊急時及び事故発生時の対応

- 1 介護支援専門員は、居宅介護支援を提供中に、利用者の身体状態に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等適切な処置を行うこととする。
- 2 介護支援専門員は、居宅介護支援を提供中に、事故が発生した時は、市町村、利用者の家族等に速やかに連絡し、適切な処置をとらなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、またその原因を解明し、再発防止に努めなければならない。
- 3 介護支援専門員は、前項について、しかるべき対処をした場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

8. 秘密の保持

利用者本人及び家族の方の情報については秘密を保持しますが、ケアプラン作成上必要な範囲内において各介護サービス事業所・主治医等・地域包括支援センター及び行政窓口担当者と共有させていただくことがあります。その旨利用者本人及び家族の方のご同意をお願いいたします。

9. 他事業所の紹介

居宅サービス計画に位置付ける各サービス事業所については複数の事業所の紹介を求めることが可能です。又、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

10. 入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑に行う為、入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供してください。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

所在地 京都府舞鶴市字伊佐津51－3
名称 医療法人社団 晴友会 小谷整形外科医院
理事長 小谷 晴弥

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。
また、サービス担当者会議等において私並びに家族(又は後見人)の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日

利用者 住所

氏名

家族 住所
(又は後見人)

氏名